

# 子育て支援ガイドブック



平成29年4月

吉見町

## ≫もくじ≪

≫妊娠がわかったら・・・・・・・・・・・・・・・・	1
○母子健康手帳の交付	
≫出産を迎えるにあたって・・・・・・・・・・・・	2
○出産育児一時金の支給・直接支払制度を活用しない場合・出産費用が 42万円に満たない場合	
○出産費の貸付・両親学級	
≫赤ちゃんが生まれたら・・・・・・・・・・・・	4
○出生届・国民健康保険に加入	
≫健診を受けましょう・・・・・・・・・・・・	4
≫予防接種を受けましょう・・・・・・・・・・・・	4
≫手当や医療費の支援・・・・・・・・・・・・	5
○児童手当・こども医療費	
○未熟児養育医療	
○自立支援医療・結核児童の療育給付・小児慢性特定疾患医療	
≫子育て中のお母さん・お父さんのために・・・・・・・・	7
○子育て支援センター・わくわく広場・体験事業	
○出張！子育て支援事業・地域交流保育事業	
○ファミリーサポートセンター	
≫おじいちゃん・おばあちゃんへ・・・・・・・・	12
≫保育所や幼稚園へいくには・・・・・・・・	14
○保育所	
○幼稚園	
≫小中学生になったら・・・・・・・・・・・・	16
○小・中学校の入学・転入・転校するとき・就学の援助・教育相談	
○学童保育	
≫ひとり親家庭のために・・・・・・・・・・・・	18
○手当や医療費の助成	
≫障がいのある子どものために・・・・・・・・	19
○手帳について・手当や医療費の助成	
≫ご存知ですか？発達障害・・・・・・・・・・・・	20
≫子育てに関する相談窓口・・・・・・・・・・・・	21
≫児童虐待に気づいたら・・・・・・・・・・・・	22
≫ドメスティックバイオレンス（DV）・・・・・・・・	23
≫急な病気やけがのとき・・・・・・・・・・・・	24
≫町内の医療機関・・・・・・・・・・・・	25
≫子育て世代への住宅取得助成等・・・・・・・・	26
≫その他のサービス・・・・・・・・・・・・	27
○パパ・ママ応援ショップ・ママ・リフレッシュ事業	
○赤ちゃんの駅	
○もしものために ～ツイッター・フェイスブック～	
≫お問い合わせ先一覧・・・・・・・・・・・・	29

\*この冊子は、平成29年4月現在の制度等に基づき、作成しております。

## ≫妊娠がわかったら≪

○母子健康手帳の交付 『窓口 — 保健センター —』

◎妊娠がわかったら、母子健康手帳の交付を受けましょう。

Q、いつ、どこでもらうの？

A、それぞれの病産院で多少の違いはありますが、超音波検査で胎児心拍の確認、妊娠8週前後の超音波検査で胎児の大きさから妊娠週数・分娩予定日が修正・確定されると、医師から母子健康手帳をもらってくるようにと説明があります。

母子健康手帳は、保健センターで交付します。出産予定日がわかりましたら、保健センターから交付を受けましょう。

保健センターで母子健康手帳の交付を受ける際には、妊娠届出書とアンケートの記入をしていただきます。なお、手続きをスムーズに行うために、産婦人科等の医療機関が発行する「妊娠証明書（出産予定日の分かるもの）」※をご持参ください

※「妊娠証明書（出産予定日の分かるもの）」が無くても母子健康手帳は交付されます。また、印鑑を持参する必要はありません。

※平成28年1月1日からマイナンバー制度の施行に伴い、妊娠の届出の際に、個人番号（マイナンバー）の記載とそれに伴う身元確認が必要となります。

平成28年1月1日以降、妊娠の届出の際には、

1 個人番号（マイナンバー）の確認

2 身元（実存）の確認をさせていただきます。（運転免許証・パスポート等）  
代理人による届出の場合は、代理権の確認も必要となります。

詳しくは保健センターへのお問い合わせ、又は吉見町ホームページをご覧ください。

◎母子健康手帳は、一通り目を通していただき、妊娠・出産・育児に関する記録帳としてご活用下さい。

◎転入された方は、お持ちの母子健康手帳をそのままお使い下さい。

※ただし、妊婦健診受診票等の差し替えがありますので、保健センターにお寄り下さい。

◎妊娠中の健康、日常生活、栄養のことなど不安な点、疑問な点などがありましたら、保健センターへお問い合わせください。



☆このマークのキーホルダーを付けている妊婦さんに気付いたら、やさしい思いやりとあたたかい気持ちで見守ってください。

## ≫出産を迎えるにあたって≪

### ○出産育児一時金の支給 『福祉町民課 ー1階2番窓口ー』

吉見町の国民健康保険に加入している方が出産したときに支給されます。妊娠12週（85日）以上の出産であれば、早産・流産・死産の区別なく支給されます。（医師の証明が必要）

ただし、他の健康保険から出産育児一時金が支給される方（他の健康保険の加入期間が1年以上あり退職後半年以内に出産された場合）には、国保からは支給されません。

※ 他の健康保険に加入している方は、加入先の健康保険へお問い合わせください。

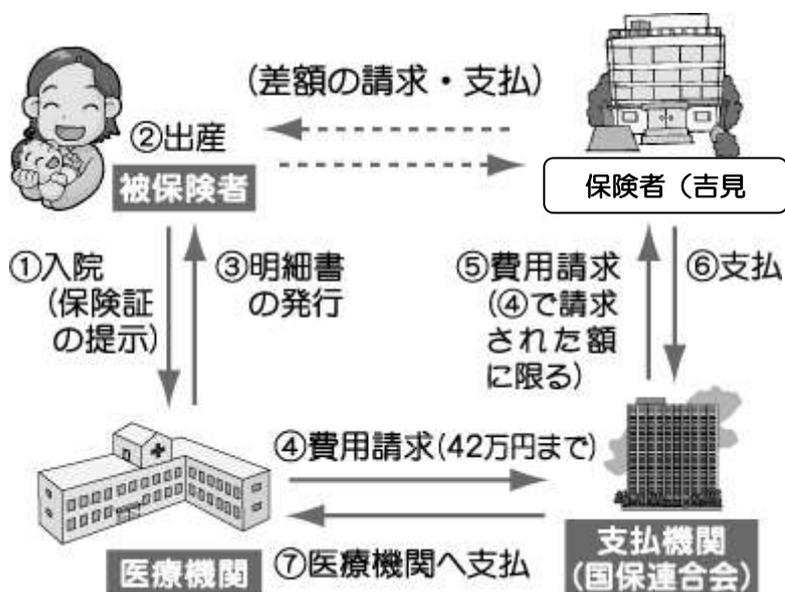
≪支給額≫ 42万円（子ども1人につき）

≪支給方法≫ 原則として医療機関等への直接払い（直接支払制度）となります。

#### ■出産育児一時金直接支払制度のしくみ

出産育児一時金（42万円を限度）の申請とその受け取りを医療機関等があなたに代わって行います。医療機関等とあなたとの間で、代理契約を結ぶことで、出産育児一時金が直接医療機関等に支払われることとなります。なお、直接支払制度に対応しているかどうかは、直接、医療機関へお問い合わせください。

ただし、出産費用が出産育児一時金を超えた分は自己負担となり、下回れば差額分を、後日、福祉町民課に申請して支給を受けることができます。



## ○直接支払制度を活用しない場合・出産費用が42万円に満たない場合

『福祉町民課 ー1階2番窓口ー』

直接支払制度の利用を希望しない場合や海外での出産の場合などは、従来どおり出産後、出産育児一時金の支給申請をしてください。

直接支払制度を利用された方で、出産費用が42万円を下回った場合は、差額分を支給しますので出産育児一時金（差額分）の支給申請をしてください。

申請に必要なもの

- 1 国民健康保険の保険証
- 2 世帯主名義の預金通帳
- 3 医療機関等から交付される出産費用の領収・明細書
- 4 医療機関等から交付される直接支払制度に関する合意文書
- 5 母子手帳等、出産が証明できる書類
- 6 印鑑

## ○出産費の貸付 『福祉町民課 ー1階2番窓口ー』

吉見町の国民健康保険に加入している出産予定の方に出産費用の貸付けを行います。

《対象者》 出産予定日まで一カ月の方

《貸付額》 出産育児一時金の支給見込み額の80%を限度とします。

## ○両親学級 『窓口 ー保健センターー』

妊娠中の日常生活や、栄養等について学ぶことができる教室です。

お父さんの参加も歓迎です。

事前に保健センターに申し込みをしてください。

平成29年度

月・日（曜日）	対象者		内容
6月 5日（月） 10日（土）	妊娠中のお母さん・お父さん （お子さん・ご家族の参加も 大歓迎です）	1 日 目	午前10時～11時 マタニティー体操 午前11時10分～12時30分 妊娠中の栄養、プレママ・パパ クッキング
10月 2日（月） 7日（土）			※1週間前までにお申し込み ください。 ※プログラム後、ティータイムが あります。（希望者）
2月13日（火） 17日（土）	※母子健康手帳・エプロン お米1合・バスタオル をご持参ください。	2 日 目	午前10時～12時 妊娠中の過ごし方、出産後の情 報提供など お父さんの妊婦体験 沐浴実習等

◎1日目・2日目とも午前9時45分から受付をします。

## ≫赤ちゃんが生まれたら≪

### ○出生届 『福祉町民課 ー1階1番窓口ー』

赤ちゃんの名前が決まったら、出生届を出しましょう。

生後14日以内に現住所か本籍地、または出生地の市区町村に出生届を提出します。休日・夜間でも受け付けています。

※休日・夜間の届出の場合、開庁日に再度来庁していただきます。

《必要なもの》 出生証明書・母子健康手帳・印鑑

《届け出る人》 原則、子の父又は母

### ○国民健康保険に加入 『福祉町民課 ー1階2番窓口ー』

出生届の際に申し出てください。

社保の方は加入先の健康保険組合に届け出てください。

## ≫健診を受けましょう≪

乳児健康診査は、4カ月・10カ月児を対象に、幼児健康診査は、1歳6カ月・2歳・3歳児を対象に、保健センターで行っています。

その他、保健センターでは、いろいろな保健事業を行っています。予約が必要なものもありますので、「保健事業日程表」を御確認下さい。

## ≫予防接種を受けましょう≪

赤ちゃんがお母さんからもらった免疫（病気に対する抵抗力）は、3カ月くらいから自然に失われていきます。

予防接種の必要性や副反応についてよく理解し、お子さんの体調のよいときに受けましょう。

詳しくは、「保健事業日程表」を御確認下さい。

## ≫手当や医療費の支援≪

### ○児童手当 『子育て支援課 ー1階4番窓口ー』

0歳から中学校修了前の子どもの保護者に対し、支給するものです。外国人も要件を満たせば受けられます。

公務員の方は所属庁へ申請してください。

また、毎年6月に引き続き手当を受ける要件を満たしているかを確認するため、現況届の提出が必要となります。

【支給対象者】0歳～15歳到達年度末（中学校修了）までの児童を養育している方

【支給額】	0歳～3歳未満	月額15,000円
	3歳～小学校終了前	第1子・第2子 月額10,000円
	〃	第3子以降 月額15,000円
	中学生（一律）	月額10,000円

※出生・転入された方はその翌月分から支給対象となります。

【支給月】10月（6月～9月分）  
2月（10月～1月分）  
6月（2月～5月分）

《必要なもの》 印鑑・養育者の健康保険証・振込口座のわかるもの・  
個人番号（マイナンバー）カード※  
※カードが未発行等でない場合は次の書類を持参ください。  
・個人番号（マイナンバー）通知カードなど個人番号の記載があるもの  
・身元確認書類（運転免許証、パスポートなど）

※所得制限限度額（6,220千円を基準）があります。

所得制限限度額を超えた場合は児童1人当たり月額5,000円となります。

### ○こども医療費 『子育て支援課 ー1階4番窓口ー』

こどもが病院等でかかった医療費の本人負担分（保険診療分のみ）を助成します。

【助成方法】 現物給付（窓口払い不要）…窓口で医療費を支払わない方法  
償還払い…窓口で医療費を支払っていただき、後日町から  
還付を受ける方法

※現物給付は町と協定を結んでいる比企郡市内、鴻巣市、北本市の医療機関が対象となります。

※償還払いは申請の受付を毎月10日で締め切り、月末に登録口座へ振り込みさせていただきます。なお、振込通知は発送していませんので、通帳をご確認ください。

【対象者】 中学校修了（15歳到達年度末）まで…入院・通院共通

《必要なもの》 認印・こどもの健康保険証・振込口座のわかるもの

## ○未熟児養育医療 『子育て支援課 ー1階4番窓口ー』

未熟児（出生体重が2,000g以下、または医師が入院を必要と認めた未熟児）が指定医療機関に入院した場合、医療費の一部を公費で負担します。

【対象年齢】 満1歳になる前日まで

※所得に応じて自己負担額が生じますが、こども医療費で助成します。

## ○自立支援医療（育成医療） 『福祉町民課 ー1階2番窓口ー』

治療によって効果の期待できる、身体に障がいのある、または放置すると将来、障がいを残すと認められる疾患のある18歳未満の児童に対し医療費助成を行っています。

なお、助成の受けられる医療機関は指定された育成医療機関です。

原則1割負担ですが、保護者の所得状況に応じて月額の上限があります。

【対象年齢】 18歳になるまで

## ○結核児童の療育給付

結核のため長期入院を必要とする児童が指定医療機関に入院した場合、医療費の一部を公費で負担します。

\* 所得制限があります。

【対象年齢】 18歳になるまで

◆問合せ先◆東松山保健所 TEL 0493-25-3430

## ○小児慢性特定疾患医療

下記の疾病で治療を受けた場合、医療費の一部を公費で負担します。

【対象疾病】 悪性新生物、慢性腎疾患、慢性呼吸器疾患、慢性心疾患、内分泌疾患、膠原病、糖尿病、先天性代謝異常、血液・免疫疾患・神経・筋疾患、慢性消化器疾患等

\* 所得制限があります。

【対象年齢】 18歳になるまで

◆問合せ◆東松山保健所 TEL 0493-25-3430

## ≫子育て中のお母さん・お父さんのために≪

### ◎子育て支援センター◎

よしみけやき保育所に隣接した子育て支援センターでは、子育て中のお母さん・お父さんが気軽に集まり参加できるいろいろな事業を行っています。育児相談や情報交換ができるほか、体験事業も行っていますのでお気軽にご利用ください。

子育て家庭にとって子育て支援センターは身近なまちの拠点です。子どもの笑顔をみんなで支えていきましょう。

### ○わくわく広場○

育児相談や情報交換ができる場として、毎週月～金の午前中にわくわく広場を開催しています。わくわく広場には保育士が常駐していますので、お子さんと一緒にお出かけください。

参加費は無料です。

【対象者】乳幼児（0歳から就学前）とその保護者

【場 所】子育て支援センター（よしみけやき保育所隣り）

【日 時】月～金 午前10：00～12：00

※午後も施設は開放しています。

年末年始、祝祭日等はお休みします。

### ○体験事業○

子育て支援センターでは、下記の体験事業を行っています。お子さんと一緒に参加してみたいかがでしょうか。

#### ・給食体験

保育所で提供している給食を試食していただけます。当日は栄養士も同席しますので、食に関する相談も受けられます。

月1回開催 要予約 参加費は親子で400円（お子さん1名の場合）

※定員に限りがあります。

#### ・ママヨガ

ママ（お母さん）のためのヨガ教室です。

月1回開催 要予約 参加費は無料

※定員に限りがあります。

他にも親子で料理が楽しめる「親子クッキング」や家から昼食を持ってきて親子で楽しく食べられる「ランチデー」等開催しています。

体験事業の開催日等詳細は子育て支援センターにお問い合わせください。

## ◎出前！子育て支援事業◎ 『窓口 子育て支援センター』

吉見町子育て支援センターでは、町内2か所で「出前！子育て支援事業」を開催します。

子どもとの「ふれあい遊び」や「絵本の読み聞かせ」等楽しい遊びを計画しています。支援センターはちょっと遠くてという方、少人数でゆっくり遊びたい方、この機会に是非参加してみてください。

保育士や看護師が育児に関する相談をお受けします。保護者同士の情報交換など交流の場にもなります。おじいちゃん、おばあちゃんとの参加も大歓迎です。たくさんの方の参加をお待ちしております。

- 【時間・内容】 10:00 受付  
10:15 ふれあい遊び・絵本の読み聞かせ等  
10:45 身体測定・自由遊び・交流・相談等  
11:30 終了

※時間内の出入りは自由です。

【持ち物】 タオル・飲み物（甘くないもの）着替え・おむつ等

【対象者】 0歳～就学前の乳幼児と保護者

【参加費】 無料

【開催場所・開催日】  
平成29年度



	東野ふれあいセンター	西部ふれあいセンター
1	4月 6日（木）	5月10日（水）
2	6月 7日（水）	7月12日（水）
3	8月 9日（水）	9月 6日（水）
4	10月11日（水）	11月22日（水）
5	12月 7日（木）	1月24日（水）
6	2月 7日（水）	3月 1日（木）

## ◎地域交流保育事業◎ 『窓口 よしみけやき保育所』

地域の子育て中の方を対象によしみけやき保育所の子どもたちと遊んだり、一緒に行事に参加したりしていただく交流保育です。

保育士の関わりをみて子育てのヒントにしていただければと思います。

子育てに悩んだり、困ったりしたら遠慮なく保育所の地域交流保育に来てください。町内にお住まいの乳幼児の親子または妊娠中の方の参加もお待ちしております。

【開催時間】 午前10:00～11:00

【内容】 園庭開放 \*保育所の子どもたちと一緒に園庭で遊びましょう。  
遊ぼう会 \*同年齢のクラスに入って遊びましょう。  
七夕、豆まき \*保育所の行事と一緒に楽しみましょう。  
※開催日により異なります。

【持ち物】 タオル・着替え（おむつ）、飲み物（甘くないもの）等  
お出かけの際必要な物。

【対象者】 町内在住の就学前の子どもと保護者（妊娠中の方も含む）  
定員 10組

【申し込み方法】 ・登録用紙で登録後、よしみけやき保育所に申し込んでください。  
（一度登録をしていただければ就学前までご利用いただけます）  
・各回とも一か月前からよしみけやき保育所で申し込みを受け付けます。  
☆受付時間☆ 午前9:00～午後5:00  
（※土日は受け付けていませんのでご了承ください。）

【開催日・内容】  
平成29年度

開催日		内容
1	5月31日（水）	園庭開放
2	6月16日（金）	遊ぼう会（自由遊び）
3	6月28日（水）	七夕飾り
4	10月19日（木）	園庭開放
5	11月 8日（水）	園庭開放
6	1月23日（火）	遊ぼう会（お正月遊び）
7	2月 1日（木）	豆まき



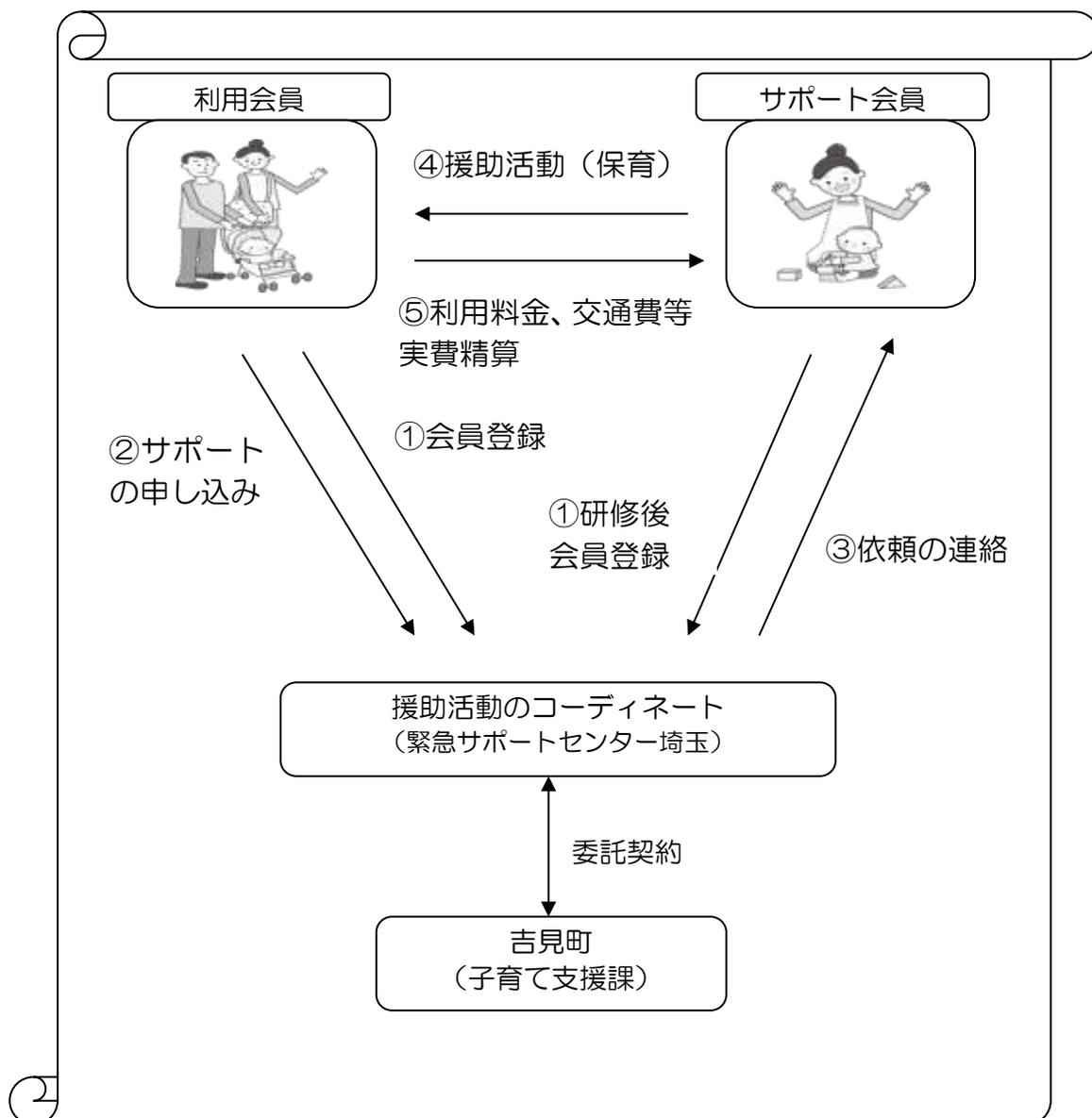
## ◆ファミリーサポートセンター◆

### 『子育て支援課—1階4番窓口—緊急サポートセンター埼玉』

ファミリーサポートセンター事業及び緊急サポートセンター事業は、安心して子育てができるように、子育てのお手伝いをして欲しい方（利用会員）と子育てのお手伝いをしたい方（サポート会員）が会員となり、相方の合意のもとでお子さんの預かりを有償ボランティアで行うものです。

センターは、利用会員の援助内容や要望にお応えできるサポート会員を紹介し、安心して援助活動が行えるようにお手伝いをします。

#### 【吉見町ファミリーサポートセンター事業の仕組み】



### 【お預かりの事例】

- ・ 保育所や幼稚園、小学校等への送迎やその前後のお預かり
- ・ 保育所、学校等の休みの際のお預かり
- ・ 習い事等の送迎
- ・ 保護者の求職活動中のお預かり
- ・ 保護者の通院やリフレッシュ等のお預かり
- ・ 病児・病後児のお預かり、受診
- ・ 宿泊を伴うお預かり
- ・ 保育所や幼稚園、小学校及び学童保育所からの急な呼び出し時のお迎え、お預かり、受診
- ・ 保護者が体調不良で保育が困難な時のお預かり
- ・ 冠婚葬祭など急を要する外出時のお預かり
- ・ その他、急を要する子育てに関する困った時などのお預かり

### 【預かりの場所】

原則、サポート会員宅

### 【対象となるお子さん】

小学校6年生までのお子さん

### 【利用料金】（お子さん1人／1時間あたりの料金）

援助活動終了時に、利用会員が直接サポート会員に支払います。（交通費等については実費精算）

#### ファミリーサポート利用料金表

援助活動の時間帯	1時間当たりの利用料金	町補助金額	利用会員負担額
7時～19時	700円	200円	500円
19時～7時	900円	200円	700円

#### 緊急（病児・病後児）サポート利用料金表

援助活動の時間帯	1時間当たりの利用料金	町補助金額	利用会員負担額
7時～19時	900円	300円	600円
19時～7時	1,100円	300円	800円

#### 宿泊を伴うサポート利用料金表

援助活動の時間	利用料金	町補助金額	利用会員負担額
宿泊 18時～9時	10,000円	2,000円	8,000円

## ≫おじいちゃん、おばあちゃんへ…≪

ときとして、お父さん、お母さんは子育てに不安を抱き、戸惑うことがあると思います。そんな時、頼りになるのが子育ての大先輩、おじいちゃん、おばあちゃんです。是非、お父さん、お母さんのサポートをお願いします。

しかし、一方で時代の変化とともに子育ての方法もずいぶん変化しています。おじいちゃん、おばあちゃん世代にとっては、戸惑ったり、もどかしく思ったりすることがあるかもしれません。おじいちゃん、おばあちゃんにも今の子育て事情を知ってもらい、共通の認識を持って子育て・孫育てを楽しめるきっかけとなるよう、情報を掲載しました。

### ○子育ての昔と今○

内容	昔	今
だっこ	「抱きぐせ」をつけると、赤ちゃんはだっこを求めて泣くようになる。	だっこは人との信頼感を育てるなど心の成長に大切です。赤ちゃんが泣いているときは授乳やおむつ交換が必要かどうか確認してからやさしく抱いてあげましょう。
授乳	3時間おきに授乳するのがよい。	母乳の場合は、赤ちゃんがほしがったら授乳するようにしましょう。
卒乳	1歳を目安に「断乳」（親の判断で授乳をやめさせること）を完了させる。	現在では、赤ちゃんがおっぱいから自然に離れていく「卒乳」をすすめています。赤ちゃんのペースに合わせて授乳してあげましょう。ただし乳歯が生えそろう頃からむし歯のリスクも出てくるので1歳6か月頃までには卒乳しましょう。
離乳食の進め方	離乳食の準備として生後2ヶ月から果汁をスプーンで与える。	離乳期に果汁をあたえることは薦められていません。だ液がいっぱいになるようになり、食べ物に興味を示すようになる6～8ヶ月頃から開始するのが一般的になっています。
むし歯の予防	離乳食は大人が噛み砕いた食べ物を子どもに与える。	大人が一度口に入れた食べ物を与えるとその人が持っている虫歯菌がうつる可能性があるため箸やスプーンを共有しないなどの工夫が必要です。
おむつはずし	早めに外したほうがいい。	今ではトイレトレーニングといわれています。子どもの体調や発達をみながら、段階的に進めましょう。

スキンケア	おむつを替えた後やお風呂に入った後にはベビーパウダーをつける。	ベビーパウダーは毛穴をふさぎ、あせもなどの原因になることがあります。よく泡立てたせっけんをやさしく肌の上を転がすように洗いましょう。おむつかぶれができてしまったときは、小児用ローションなどを病院で出してもらいましょう。
うつぶせ寝	頭の形がよくなる。寝つきがよくなる。	乳幼児突然死症候群（SIDS）を含めた睡眠時の死亡のリスクから赤ちゃんを守るため、あおむけ寝を推奨しています。

### ○家の中の事故を防ぎましょう○

この大きさ以下のものは危険です。

**階段** ・滑り止めを付けたり、上り口や下り口にベビーフェンスなどの柵をつけたりする。

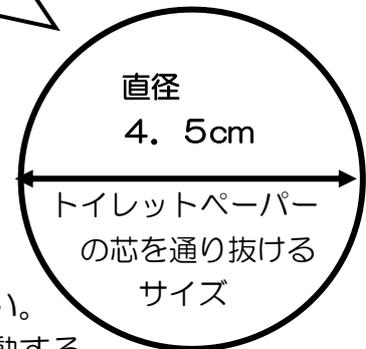
**お風呂場** ・浴槽や洗濯機に水をためておかない。誤飲を防ぐために洗剤や化粧品は手の届かない場所に移動しておく。

**キッチン** ・流しの下に包丁や洗剤など危険なものを置かない。

**リビング** ・たばこ、ライター、薬は手の届かない場所に移動する。

- ・コンセントはコンセントカバーなどで触れさせない工夫をする。
- ・口に入る小さなおもちゃは飲み込んでしまうおそれがあるので手の届かない高いところ置くなどの工夫をする。
- ・ベビーベッドは常に柵を上げておく。

**玄関** ・ドアの開閉で手足を挟まないように気をつける。



子育ての主役はお父さん、お母さんです。お父さん、お母さんを信頼して考えを否定せず、安心して子育てができるようにサポートしてください。ときには、おじいちゃん、おばあちゃんの得意とするけん玉やコマ回し、あやとり、折り紙など昔ながらの遊びで、孫と一緒に楽しい時間を過ごしてみてもいいかもしれません。子どもたちがたくさんの愛情に包まれて、健やかに成長するようにみんなで子育てを楽しみましょう。



## ≫保育所や幼稚園へいくには≪

### ○保育所 『子育て支援課－1階4番窓口－・よしみけやき保育所』

保護者の保育の必要量を認定し、次のいずれかの理由で子どもを保育できないことが要件です。

#### 【保育所へ入所できる基準】

- 1 1月当たりの就労時間が64時間以上の労働に従事していること。
- 2 妊娠していること、又は出産後間がないこと。
- 3 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。
- 4 長期にわたり同居等の親族を常時介護していること。
- 5 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
- 6 求職活動を継続的に行っていること。
- 7 就学又は職業訓練をしていること。
- 8 子どもに対し虐待（児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条各号に掲げる行為をいう。）をするおそれがあること。
- 9 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条に規定する配偶者からの暴力により小学校就学前子どもの保育を行うことが困難であること。
- 10 育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること。
- 11 前各号に類する事由であると町長が認める状態にあること。

#### 【利用者負担額（保育料）】

4月分から8月分までの月分の利用者負担額については前年度分の市町村民税額所得割課税額を基に、9月から翌年3月までの月分の利用者負担額については当該年度分の市町村民税所得割課税額を基に決定します。

#### 【申込期間】

- ・年度途中からの入所を希望される方  
原則として、毎月1日が入所初日で、入所希望月の前月の10日までに申込書を提出してください。
- ・新年度入所（4月1日入所）を希望される方  
広報10月号にお知らせを掲載します。

#### 【保育場所】

よしみけやき保育所 吉見町大字中新井467

### 【保育時間】

平日（月～金）	8：30～17：00
土曜日	8：30～12：00

### 【延長保育】

平日（月～金）	朝7：30～ 8：30 夕17：00～19：00
土曜日	朝7：30～ 8：30 昼12：00～17：00

延長保育のご利用にあたっては、保護者の勤務時間、児童の心身の発達状態等を調査したうえ、真にやむを得ない場合について利用を決定しますのでご了承ください。

平日の延長保育のうち、18：30以降は延長保育料金が必要となります。

延長保育料 月額2,000円

### ○一時保育 『窓口 よしみけやき保育所』

ふだん保育所を利用していない児童が、保護者の傷病等、緊急かつ一時的に家庭での保育が困難となった場合に、一時的に保育するものです。

保育の種類

非定型的保育	保護者の就労、職業訓練、就学等の理由により、断続的に保育が困難となる児童を週3日程度、6ヶ月を限度としてお預かりします。
緊急保育	保護者の傷病、災害、事故、出産、看護、介護、冠婚葬祭等社会的にやむをえない理由により、緊急に保育が困難となる児童を1ヶ月を限度としてお預かりします。

保育時間 平日（月～金）8：30～17：00

保育料 1日 2,000円 半日1,000円

### ○幼稚園（私立） 『教育総務課一2階6番窓口一』

幼稚園は学校教育法に基づく施設で、集団生活を体験し、遊びを通して社会生活をする上でのルールや道徳を学習できる場です。

【対象】 満3才～小学校就学前まで

【手続方法】 10月ごろ願書交付、  
受付は11月1日から幼稚園で行います。

\*詳細は、直接よしみ幼稚園へお問合せ下さい。

《幼稚園名》 よしみ幼稚園

《所在地》 吉見町大字御所146-2

《電話番号》 0493-54-2512

《定員》 360人

### ※幼稚園への就園奨励費

幼稚園に就園している満3歳児から5歳児の保護者の経済的負担を軽減するため、所得状況に応じて補助されるものです。

## ≫小中学生になったら≪ 『教育総務課 -2階6番窓口-』

### ○小・中学校の入学

小・中学校に入学するお子さんの保護者に、1月末までに入学通知書を送付します。入学通知が届かない方、住所に変更のある方、国立・県立・私立学校へ入学される方は、お問い合わせ下さい。

### ○転入・転校するとき

1. 教育総務課へ「転出入届」を記入・提出してください。
2. 各小中学校で転校に関する必要書類の交付を受けて、転入先の学校に持参してください。

### ○就学の援助

#### ・就学援助制度

経済的理由によって、就学困難と認められる小中学生が安心して勉強できるように、学用品や給食費などの援助を行っています。

【対 象】町内小中学校に在学し、経済要件等に基づき町が認定した家庭

#### ・特別支援教育就学奨励費制度

特別支援学級に在籍する、児童生徒の保護者の経済的負担を軽減し、特別支援教育の振興を図るため、学用品費や給食費などの一部を援助しています。

【対 象】町内小中学校へ就学する学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童・生徒又は特別支援学級に在籍する児童・生徒

### ○教育相談

町民体育館2階に教育相談室を設置し、子どもの性格や行動、しつけ、発達、いじめ、不登校、進路などに関する教育相談を実施しています。

また、適応指導教室（あすなろ教室）を併設し、学校へ行きたくても行けない小中学生の皆さんや、その保護者の方々に、教育相談を行いながら自立への援助と学校生活への復帰を支援しています。

◆とき 毎週月～金曜日（午前9時30分～午後4時 ※長期休業中を除く）

◆ところ 町民体育館2階 教育相談室

※電話相談は随時受付、面接相談は電話でお申込みください。（Tel 54-1752）

※長期休業中や相談員が訪問相談等で不在の際は、教育総務課へご連絡ください。

## ○学童保育 『子育て支援課 ー1階4番窓口ー・各学童クラブ』

保護者が就労等で留守になる家庭の小学生を対象に、学童保育を行っています。

### 1 西小学校・西が丘小学校・北小学校の在籍児童

《学童クラブ名》 のびっ子クラブ

《所在地・電話》 吉見町大字和名19-2（西小学校内）

TEL 54-5833

《保育時間》 平 日 学校終了後～18:00

土 曜 日 8:00～18:00

夏休み等 8:00～18:00

※朝・夕方の延長保育有り

### 2 東第一小学校・東第二小学校・南小学校の在籍児童

《学童クラブ名》 いちごクラブ

《所在地・電話》 吉見町東野5-20-1（東第一小学校内）

TEL 54-8945

《保育時間》 平 日 学校終了後～18:00

土 曜 日 8:00～18:00

夏休み等 8:00～18:00

※朝・夕方の延長保育有り

- 【費用】
- ・入所料10,000 円（入所時のみ）
  - ・保育料（おやつ代、教材費含む）  
小学1年生～3年生：1 人12,000 円／月  
小学4年生～6年生：1 人 8,500 円／月
  - ・諸費用（父母会費、本代、その他）

※朝・夕方の延長保育については別途延長料金がかかります。  
詳細は、直接学童クラブへお問合せ下さい。



## ≫ひとり親家庭のために≪

ひとり親家庭等の経済的自立や子どもの福祉増進、生活支援のためのいろいろな制度があります。

### ○手当や医療費の助成 『子育て支援課 ー1階4番窓口ー』

#### ・児童扶養手当

父母の離婚、父の死亡などによって父と生計を同じくしていない子どもや、父に一定以上の障がいがある家庭の、子どもを育てている方に支給される手当です。

\* 所得制限があります。

【支給額】

月額9,980円～42,290円（子ども一人の場合）

\* 所得や子どもの人数によって支給額が変わります。

#### ・ひとり親家庭等医療費支給事業

ひとり親の子どもを育てている方に医療費の一部が支給される制度です。

\* 所得制限があります。

#### ・ひとり親家庭等就学援助金

中学校に入学予定の児童を養育している町民税非課税世帯の方に、入学準備に必要な経費の一部を助成します。

【支給額】 10,000 円

\* 申請期間が限られていますので、ご注意ください。

#### ・母子相談

母子家庭や寡婦の方の相談や指導を行っています。

【日 時】 月～金曜日（除祝日・年末年始）

◆相談先◆西部福祉事務所 TEL 049-283-6780

#### ・母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付制度

経済的自立や扶養している子どもの福祉増進のために、必要な資金を借りることができます。

【対 象】母子（父子）家庭の母（父）、寡婦、父母のない20歳未満の児童  
40歳以上の配偶者のない方

\* 所得制限があるものもあります

◆問合せ先◆西部福祉事務所 TEL 049-283-6780

#### ・ひとり親就労相談

専任の支援員が個別に就労支援を行っています。

【日 時】 月～金（除祝日・年末年始）

◆相談先◆西部福祉事務所 TEL049-283-6780

または ハローワーク東松山 TEL0493-22-0240

## ≫障がいのある子どものために≪

### ○手帳について 『福祉町民課 ー1階2番窓口ー』

#### ・身体障害者手帳

病気や怪我のために、視聴覚・音声言語機能・肢体・心臓機能・腎臓機能・呼吸器機能等に永続する障がいがある方に交付されます。

#### ・療育手帳

児童相談所等で知的障害者と判定された方に交付されます。

#### ・精神障害者保健福祉手帳

精神障害のために、長期にわたって日常生活や社会生活への制約があると認められた方に交付されます。

### ○手当や医療費の助成 『福祉町民課 ー1階2番窓口ー』

#### ・障害児福祉手当

20歳未満で身体障害者手帳1級又は2級の一部、療育手帳Ⓐ、又はそれらと同程度の精神障害等のある方に手当を支給します。

\* 所得制限があります。

【支給額】 月額14,580円

#### ・特別児童扶養手当

身体又は精神に一定以上の障がいのある20歳未満の児童を家庭で育てている父母又は養育者に手当を支給します。

【支給額】 1級（重度） 51,450円 \* 所得制限があります。

2級（中度） 34,270円 \* 所得制限があります。

#### ・重度心身障害者医療費支給事業

重度心身障害者がかかった医療費を補助する制度です。

身体障害者手帳1級～3級、療育手帳Ⓐ・A・Bの方

精神障害者保健福祉手帳1級

#### ・就学相談 『教育総務課 ー2階6番窓口ー』

お子さんの就学についてご心配な保護者の方に、お子さん一人ひとりの発達の状況や障害の状態に応じた、よりよい教育が受けられるよう、就学相談を随時行っています。

## ≫ご存知ですか？発達障害≪

発達障害とは、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」と平成17年4月に施行された発達障害者支援法で規定されています。発達障害には、いろいろなタイプがあり、特徴や症状も異なるため、その人その人に、できること、苦手なこと、得意なことは違ってきます。

### ◆主な発達障害

#### 1 広汎性発達障害

自閉症、アスペルガー症候群のほか、レット障害、小児期崩壊性障害、特定不能の広汎性発達を含む総称です。

#### 2 自閉症

「対人関係の障害」、「コミュニケーションの障害」、「限定した常同的な興味、行動および活動」をもつ障害です。3歳までに何らかの症状がみられます。

#### 3 アスペルガー症候群

「対人関係の障害」、「限定した常同的な興味、行動および活動」をもつ障害です。基本的に、知的な遅れを伴わず、言葉の発達の遅れやコミュニケーションの障害はありません。

#### 4 学習障害（LD）

全般的に知的発達に遅れがないのに、聞く、話す、読む、書く、計算する、推論するなどの特定の能力を学んだり、おこなったりすることに著しい困難がある状態をいいます。

#### 5 注意欠陥多動性障害（AD/HD）

年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすものです。また、7歳以前に現れ、その状態が継続し、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定されています。

### ○発達障害の相談等

埼玉県では、発達障害者支援センターを設置しています。

名 称 埼玉県発達障害者支援センター「まほろば」

所在地 〒350-0813 川越市平塚新田東河原201-2

電 話 049-239-3553

H P <http://www10.ocn.ne.jp/~mahoroba/>

### ◆相談支援◆

発達障害児(者)及びその家族、支援者に対する相談支援

- ・面接相談（要予約）
- ・電話相談（月～金 9時～12時・13時～16時）

## ≫子育てに関する相談窓口≪

名称（開設機関）	相談内容	窓口開設日時・電話番号
乳幼児子育て電話相談 （埼玉県立総合教育センター）	乳幼児を持つ親を対象に家庭教育上の悩みや不安相談	平日（月～金） 10:00～15:00 電話：048-874-3321
よい子の電話教育相談・保護者用 （埼玉県立総合教育センター）	いじめや不登校等の子どもに関する悩みや心配ごとの相談	年中無休 24時間対応 電話：048-556-0874
子どもスマイルネット （埼玉県福祉部こども安全課）	子どもに関わるすべての悩み相談	祝日、年末年始を除く毎日 10:30～18:00 電話：048-822-7007
嵐山学園児童家庭支援センター （社会福祉法人慈徳院）	子どもや家庭の悩み （地域の児童に関する問題につき、児童、家庭、地域住民その他からの相談に応じ、必要な助言と指導をうけられます）	平日（月～金） 8:30～17:30 土日・夜間も電話対応可 電話：0493-53-6611
川越児童相談所 （埼玉県福祉部川越児童相談所）	養育に欠ける子どもの相談、性格行動・しつけの相談、障害をもつ子どもの相談、非行のある子どもの相談、里親になりたい方の相談	平日（月～金） 8:30～18:15 電話：049-223-4152
子育て相談窓口 （埼玉県医師会）	子育てに関する医学的な相談	書面にて受付、後日書面で返答します。住所・氏名・電話番号をご明記ください 住所：〒330-0062 埼玉県さいたま市浦和区仲町3-5-1 （社）埼玉県医師会 子育て相談窓口係 電話：048-824-2611

※児童虐待に関する相談・通告はP23をご覧ください。

※上記の相談窓口の他、地域では民生・児童委員、母子愛育会の班員が活動しており、子育ての相談に応じています。

## ◆児童虐待に気づいたら…



### ●もしや虐待では・・・という疑いを持ったとき

児童虐待は、家庭という密室で起きるため、虐待を見つけることは大変困難になります。

しかし、虐待を受けている子どもは、何らかのSOSのサインを出していることがあります。こうしたサインに気づいたら、児童相談所や子育て支援課に相談（通告）しましょう。

通告は、子どもを守り、虐待をする保護者を救うことになります。



### 児童虐待全国共通ダイヤル

『189』

平日の日中は川越児童相談所049-223-4152か  
子育て支援課63-5014で受け付けます

### 1. 身体的虐待

なぐる、ける、おぼれさせる、異物を飲ませる、戸外へ閉め出すなど。

### 2. 心理的虐待

言葉によるおどし、脅迫、無視、兄弟間の差別的な扱いなど。児童の目の前で  
行われる家庭内暴力（DV）も心理的虐待に含まれます。

### 3. ネグレクト

家に閉じ込める、病気やけがをしても病院へ連れて行かない、適切な食事を与えない、ひどく不潔なままにする、自動車内や家に置き去りにするなど。

### 4. 性的虐待

子どもへの性交、性的行為の強要、性器や性交をみせる、ポルノグラフィーの被写体に子どもを強要するなど。

## ◆ドメスティック・バイオレンス（DV）

暴力は「犯罪」です。夫婦やパートナーなど、親密な間柄で行われる暴力行為をドメスティック・バイオレンス（DV）といいます。DVは許されない行為ですので、ひとりで悩んだり、我慢しないで相談してみましょう。

### 1. 身体に対する暴力

なぐる、ける、物を投げつける、刃物をふりまわすなど

### 2. 精神的暴力

「誰のおかげで生活できるんだ」「役立たず」などの暴言、交友関係を細かく監視する、大切にしている物を壊す、無視するなど

### 3. 性的暴力

望まない性的な行為の強要、避妊に協力しないなど

### 4. 子どもを利用した暴力

子どもを取り上げたり、子どもへの加害行為をほのめかすなど

### 5. 経済的暴力

生活費を渡さなかったり、仕事を無理やりやめさせて経済的に弱い立場に立たせるなど

## ◆DVに関する相談窓口◆

名称	相談	電話
吉見町役場 政策財政課	月～金（祝日・年末年始を除く） 8：30～17：15	54-5026
With You さいたま	月～土曜日（第三木曜・祝日・年末年始を除く） 10：00～20：30	048-600-3800
婦人相談センター DV相談室	月～土曜日 9：30～20：30 日曜日・祝日 9：30～17：00 年末年始は除く	048-863-6060
西部福祉事務所 地域福祉担当	月～金（祝日・年末年始を除く） 8：30～17：15	049-283-6800
東松山警察署	月～金（祝日・年末年始を除く） 8：30～17：10	25-0110 緊急の場合110

## ≫急な病気やけがのとき≪

### • 在宅当番医制

日曜日・祝日・年末年始に地域の医療機関が当番制で診療を行っています。  
「広報よしみ」に掲載されていますので、ご参照ください。

### • 比企地区こども夜間救急センター（東松山医師会病院内）

こどもの病状を電話で相談してから来院してください。

病状についての電話相談も行います。

受付 月～金 19:30～22:00（診療は20:00から）

ただし、休日・祝祭日、年末年始（12/29～1/3）を除きます。

◆問合せ先◆ TEL 0493-22-2822

### • 小児救急電話相談

休日や夜間の子どもの急病に対する電話相談

受付 月～土 19:00～翌朝7:00

休日（日・祝日・年末年始） 7:00～翌朝7:00

TEL #8000 または TEL 048-833-7911

### • 埼玉県救急医療情報センター

救急車を呼ぶほどではないが、緊急に受診が必要な場合、24時間体制で医療機関の案内を行っています。

◆問合せ先◆ TEL 048-824-4199

### • 社団法人日本小児科学会

子どもの症状について、病院に連れていくべきか迷ったときなどにホームページで病状ごとに病院への判断の目安を提供します。

PCアドレス <http://kodomo-qa.jp/>

携帯電話アドレス <http://www.qam.jp/>

### • 中毒110番

化学物質（たばこ・家庭用品など）、医薬品、動植物の毒などによって起こる急性の中毒について情報提供・相談を受け付けています。

#### （財）日本中毒情報センター

大阪中毒110番 TEL072-727-2499 24時間365日対応
---

つくば中毒110番 TEL029-852-9999 9～21時365日対応
---

たばこ専用回線 TEL072-726-9922 無料（テプによる情報提供） 24時間365日対応
---

## ≫町内の医療機関≪

## 病院・医院等

名称	住所	電話番号
白井医院	下細谷736	54-0062
森田クリニック	久米田859-1	53-2220
たばた小児科	久米田616-8	54-8822
吉見クリニック	北吉見338-3	54-5656

## 歯科医院

名称	住所	電話番号
須永歯科医院	東野2-5-10	54-0127
吉見歯科医院	久保田1901-2	54-0487
関歯科医院	下細谷940-1	54-3386
小岩井歯科医院	松崎400	54-7425
ポンポン山歯科医院	田甲705-1	54-5208
きしだ歯科吉見診療所	大和田197-2	53-2112

## 保険調剤薬局

名称	住所	電話番号
ウエルシア薬局吉見店	久保田1413	54-6925
フラワー薬局	久米田76-1	54-7686
薬局吉見	下細谷688-4	54-5052
吉見薬局	久米田618-1	54-8181

## 接骨院

名称	住所	電話番号
長嶋接骨院	久保田957-1	54-3138
吉見接骨院	大和田741	54-8167
山崎接骨院	山ノ下886	54-8059
おおやま接骨院	東野2-14-5	54-8186
さくら接骨院吉見院	江和井497-2	81-5063



## ≫子育て世代への住宅取得助成等≪

『政策財政課 ー2階3番窓口ー』

### ○子育て世代定住化促進奨励金

持ち家のない子育て世代の方が住宅を取得した場合、新築住宅には最高50万円、中古住宅には一律25万円の奨励金を交付します。また、親と同居すると10万円、近居すると5万円が加算されます。（親は、1年以上吉見町に継続して居住していること）

#### 奨励金額

新築住宅	住宅取得価格（土地取得価格を除く）の5%（上限50万円） *千円未満切り捨て このうち、44万3千円（ $44\bar{3}$ ）を超える部分は、地域通貨で交付します。
中古住宅	一律25万円 このうち、1万5千円（ $1\bar{5}$ ）は、地域通貨で交付します。
同居加算	10万円の加算 子育て世代の方とその親が同一の住宅で同居する場合
近居加算	5万円の加算 子育て世代の方とその親が吉見町に居住すること。

### ○子育て世代同居増築奨励金

子育て世代と親が同居するために既存住宅（子育て世代又は親が所有する住宅）を増築（10㎡以上の居住区画）した場合に、最高20万円の奨励金を交付します。（子育て世代又は親の内、増築工事の契約をした方が申請者になります。）

#### 奨励金額

増築	増築価格の5%以内（上限20万円）*千円未満切り捨て このうち、1万5千円（ $1\bar{5}$ ）は地域通貨で交付します。
----	--

#### 共通項目

##### 子育て世代

- ・中学生以下の子を扶養する世帯
- ・出産予定のある世帯（妊婦のいる世帯）
- ・夫婦の双方又はいずれか一方が40歳未満である世帯

##### 親

- ・子育て世代の世帯主又はその配偶者の1親等の直系尊属で吉見町に1年以上継続して居住している者

##### 奨励金の返還

- ・5年以内に転居、同居の解消又は住宅の売却などをした場合は、奨励金を返還していただきます。

##### 申請方法

- ・申請書に必要書類を添付して、政策財政課に提出してください（申請書は町ホームページからダウンロードできます）。

##### 事業期間

- ・平成29年4月1日から平成32年3月31日まで

## ≫その他のサービス≪

### ○パパ・ママ応援ショップ

県内の協賛店舗等で優待カードを提示すると各店舗等の優待が受けられます。

【対象者】中学生までのお子さんをお持ちのご家庭  
妊娠中の方がおられるご家庭

### パパ・ママ応援ショップ優待カード



有効期限 平成31年3月末日

優待カードを協賛店舗等にご提示ください。

優待カード裏面の氏名欄未記入の場合には、特典を受けられません。必ず御記入ください。



◎平成28年4月から全国で利用できます！！◎

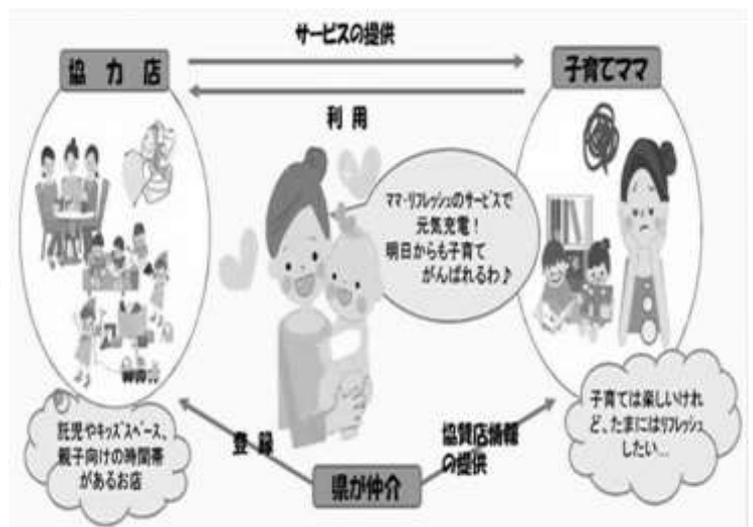
- ◆全国で利用できる協賛店は左のマークが目印です。
- ◆ただし一部の自治体及び協賛店では利用できない場合があります。
- ◆また自治体によって利用できる対象世帯の要件が異なります。

### ○ママ・リフレッシュ事業

毎日子育てに忙しいママ（パパ）に、気分転換を図ってもらい、楽しく子育てを続けてもらうため、子供連れでも安心して利用できるサービスを県内の企業等に提供いただくのが、「ママ・リフレッシュ事業」です。

#### 【サービスの例】

- ・スタッフによる託児サービスの提供
- ・個室、専用スペースの用意
- ・親子向けイベント等の開催等
- ・キッズスペースの設置
- ・子ども連れ専用日、専用時間の設定



「パパ・ママ応援ショップ」協賛店舗や優待内容、「ママ・リフレッシュ事業」協力店やサービスの内容は埼玉県のホームページで検索できます。

アドレス <http://www.pref.saitama.lg.jp/>

QRコード



## ○赤ちゃんの駅 おむつ交換や授乳が出来る場所（公共施設）

下記の施設では、おむつ交換や授乳の際にご利用いただけるよう、授乳スペースやベビーベッド、おむつ交換台などを設置していますので、ご利用ください。

施設名	住所	おむつ交換	授乳
吉見町役場	吉見町大字下細谷411	○	
道の駅いちごの里よしみ	吉見町大字久保田1737	○	
吉見百穴	吉見町大字北吉見321	○	
福祉会館	吉見町大字下細谷1216-1	○	○
町立よしみけやき保育所	吉見町大字中新井467	○	○
子育て支援センター	吉見町大字中新井467	○	○
保健センター	吉見町大字下細谷1212	○	
フレサよしみ	吉見町大字中新井508	○	○
東野ふれあいセンター	吉見町東野5丁目15-7	○	
西部ふれあいセンター	吉見町大字北吉見1717-1	○	
東公民館	吉見町大字蚊斗谷132	○	○
西公民館	吉見町大字北吉見2823	○	○
南公民館	吉見町大字前河内309-1	○	○
北公民館	吉見町大字地頭方532-1	○	○
町民体育館	吉見町大字中新井493-1	○	
ふれあい広場	吉見町大字小新井142	○	
町立図書館	吉見町大字中新井497	○	
埋蔵文化財センター	吉見町大字北吉見321	○	

県内の設置状況については、埼玉県のホームページをご確認ください。

<http://www.pref.saitama.lg.jp/>

○もしものために ～ツイッター・フェイスブック～

吉見町では、防災無線等の緊急情報をはじめとする行政情報をツイッター・フェイスブックで発信しています。

災害時の情報確認手段のひとつとして、ご利用ください。

「吉見町公式ツイッター」

<https://twitter.com/yoshimimachi>



ツイッターQRコード

「吉見町公式フェイスブック」

<http://www.facebook.com/yoshimimachi>



フェイスブックQRコード

## ≫お問い合わせ先一覧≪

名称	連絡先	場所
子育て支援課	63-5014	1階4番窓口
福祉町民課 健康保険係	63-5011	1階2番窓口
福祉町民課 福祉係	63-5012	1階2番窓口
政策財政課	54-5026	2階3番窓口
教育総務課	54-7807	2階6番窓口
保健センター	54-3120	吉見町大字下細谷1212
よしみけやき保育所	54-1766	吉見町中新井467
子育て支援センター	54-1766	吉見町中新井467
よしみ幼稚園	54-2512	吉見町大字御所146-2
緊急サポートセンター埼玉	048-297-2903	川口市東川口4-2-20 プロミネンスⅡ102

## ◆役場庁舎案内図◆



〒355-0192

埼玉県比企郡吉見町大字下細谷411番地

吉見町役場 子育て支援課

電 話 0493-63-5014

ファックス 0493-54-4970